

最高裁判所（第一小法廷） 平成●●年（〇〇）第●●号、平成●●年（〇〇）第●●号

所得税青色申告承認取消処分取消等請求上告及び上告受理申立事件

国側当事者・東山税務署長

平成20年4月24日棄却・不受理・確定

決 定 事 項

上告人の上告理由が民事訴訟法312条1項又は2項（上告の理由）所定の場合に当たらず、申立人の上告受理申立ての理由は民事訴訟法318条1項（上告受理の申立て）に規定する事件に当たらないとして、上告人の上告が棄却され、上告受理申立てが上告審として受理されなかった事例

決 定 要 旨

省略

（第一審・京都地方裁判所 平成●●年（〇〇）第●●号、平成18年10月27日判決、本資料256号－296・順号10556）

（控訴審・大阪高等裁判所 平成●●年（〇〇）第●●号、平成19年11月16日判決、本資料257号－218・順号10827）

決 定

上告人兼申立人	甲
同訴訟代理人弁護士	岩佐 英夫ほか
被上告人兼相手方	東山税務署長 梅野 外次
同指定代理人	武藤 政男

裁判官全員一致の意見で、別紙のとおり決定。

平成20年4月24日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 横尾 和子

裁判官 甲斐中 辰夫

裁判官 泉 徳治

裁判官 才口 千晴

裁判官 涌井 紀夫

(別紙)

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

【決定】

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の不備をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。